

日消協発第8号
令和8年1月6日

各都道府県消防協会会長 様

公益財団法人 日本消防協会
理事長 三輪 和夫
(公印省略)

令和8年度消防団防災学習・災害活動車両交付事業による交付車両の要望調査について（依頼）

このことについて、令和8年度消防団防災学習・災害活動車両交付事業を次のとおり実施する予定としています。

つきましては、当該事業の車両交付を希望される団体を調査していただき、別紙1から別紙3のご提出についてお願い申し上げます。

1 事業の趣旨

- (1) 消防団を中心とした地域の総合的な防災力の充実強化を図るため、平時においては地域住民や事業所等に対する防災学習や防災指導に活用し、災害時には緊急車両として消火活動や人員・資機材等の搬送に活用することを目的とする車両
- (2) 一般財団法人日本宝くじ協会からの助成事業であり、当該事業の公益性を広く広報するとともに自治宝くじのイメージアップを図ることを目的とする車両

2 交付車両について

- (1) 車種
消防団防災学習・災害活動車Ⅱ（ワンボックス型）
- (2) 装備品等
道路交通法に定める緊急自動車としての仕様（赤色灯・電子サイレン・放送設備等）
- (3) 性能
別添「令和8年度交付車両の想定性能表」のとおり。

3 要望対象

消防団を対象に交付することとします。（都道府県消防協会及び消防本部は含まれないもの
このことは事業趣旨によるものであること、どうぞご承知おきください。

- (1) 消防団活動に積極的で地域貢献性が高くかつ大きな広報効果が見込める団体であること。
- (2) 車両の利活用が十分に見込まれ、広報活動等に積極的である団体であること。
- (3) 交付実績がある団体については、交付対象外とすること。

4 要望要領

各都道府県消防協会は、要望団体を別紙1及び別紙3に明記の上、要望団体が作成した別紙2を添付し、日本消防協会まで提出してください。

5 交付にあたっての留意事項

- (1) 交付台数には限りがありますので、交付なしとなる場合もございます。
交付団体の決定については、必要に応じて一般財団法人日本宝くじ協会と協議・調整し決定します。
- (2) 交付車両は、消防団の事務を行う消防本部または市町村の財産になることを想定しています。
- (3) 消防団に交付する車両の管理は、消防団の事務を行う消防本部又は市町村が行うことを想定しています。消防団に車両を交付する場合には、当該消防本部又は市町村を通じて調整をさせていただきますのでご協力をお願いいたします。
- (4) 登録に係る下記諸費用は交付先団体の支払いとなります。
 - ア 自賠責保険料
 - イ 自動車重量税
 - ウ 自動車リサイクル費用
 - エ 現地回送費用
 - オ 登録手続費用
 - カ 車庫証明費用（申請取得代行の場合）
 - キ 緊急自動車指定申請費用（申請取得代行の場合）
 - ク 自動車税（課税事業者の場合）
 - ケ 自動車取得税（課税事業者の場合）
- (5) 交付車両には要望団体の名称を表示します。
 - ※ ボディ表示の例：「○消防団」、「△消防団 女性部」
 - ※ 消防本部名との連名はできません

別紙1及び別紙2中の「要望団体名（名称）」をボディ表示に反映させますので、「団体名+配備先名」がある場合にはご記載漏れのないようご確認ください。交付決定後の変更はできませんのでご注意ください。
- (6) 昨今の自動車メーカー等を取り巻く状況により、交付車両の車種、仕様等が昨年度以前のものから変更になる可能性がございます、どうぞご承知おきください。

6 申請期限

令和8年2月27日（金）

7 提出方法

郵送もしくはデータ

※郵送の場合は期日必着

8 提出先

住所：〒105-0001

東京都港区虎ノ門二丁目 9 番 16 号 日本消防会館 7 階

(公財) 日本消防協会 福祉部 車両交付事業担当者宛て

アドレス：kofusharyo@nissho.or.jp

9 交付決定通知

交付決定の通知は、7月頃を予定しています。

10 その他

福祉増進事業等における三共済車両交付事業についても交付予定としており、別途通知致します。

《担当》

公益財団法人 日本消防協会

福祉部 坂本 修一

TEL 03-6263-9614

FAX 03-6263-9863